

訪問看護料金表 (平成 26 年 4 月現在)

医療保険適用外料金 ※税抜表示

	時間内 8 時～18 時	早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時	深夜 22 時～6 時
営業日以外（土・日・祝祭日等）に訪問看護を利用する場合の加算	1 時間毎に 3,000 円	30%増	50%増
自費の訪問看護サービスを利用する場合（平日 月～金）	1 時間毎に 10,000 円	30%増	50%増
自費の訪問看護サービスを営業日以外（土・日・祝祭日等）に利用する場合	1 時間毎に 12,000 円	30%増	50%増
交通費	中央区、江東区、墨田区、江戸川区、葛飾区の地域は原則無料です。ただし、上記以外の地域、夜間及び営業時間外、緊急時の場合は実費を請求いたします。※車を使用した場合は事業所から片道 5Km を越える場合、片道 1Km 毎に 100 円		
死後の処置料	10,000 円		
キャンセル料 利用者さまのご都合によりキャンセルになった場合（当社の都合や災害等の理由による場合は対象外）	3 日前…訪問看護基本療養費の 20% 2 日前…訪問看護基本療養費の 30% 前日… 訪問看護基本療養費の 50% 当日… 訪問看護基本療養費の 100%		

<参照>

<p>※ 厚生労働大臣が別に定める状態とは</p> <p>次のいずれかに該当する状態</p> <p>多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。</p>
<p>※ 厚生労働大臣が別に定める疾病とは</p> <p>厚生労働大臣が定める疾患等には、末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷、人工呼吸器を使用している状態が含まれます。</p>
<p>※ 特別管理加算の対象となる状態とは</p> <p>在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心栄養法指導管理在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態</p> <p>人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態</p>